

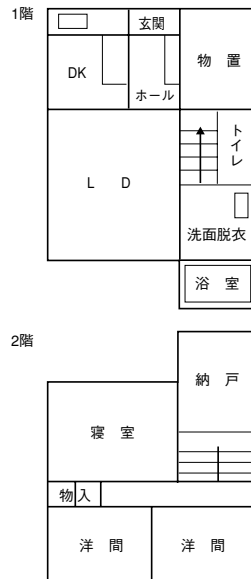
町営住宅の入居者を募集します

募集住宅●

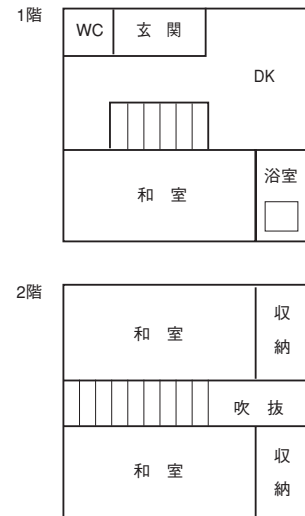
住宅名	あかつき	安楽寺
構造	木造2階建・2LDK	簡易耐火2階建・3DK
建築年度	平成7年	昭和56年
戸数	1戸	1戸
所在地	土崎字上野乙102-10	六郷字安楽寺336
家賃	21,800円～32,500円	12,800円～19,100円
敷金	※入居者全員の収入により家賃が異なります。 家賃の3ヵ月分	
駐車場	月額500円/1台 ※2台まで	無し

見取図●

あかつき住宅▶



安楽寺住宅▶



入居資格●

- ・住宅に困窮していることが明らかな方。
- ・同居する親族がいる方。
(入居から3ヶ月以内に婚姻する方も可能です。)
- ・国税・地方税・公共料金等を滞納していない方。
- ・入居者全員の昨年度の所得合計額から、申込者以外の人数×38万円を控除し、12で割った額が158,000円以下の方。
- ・入居が決まったときに、町内在住の方に連帯保証人(1人)を依頼できる方。
- ・美郷町外の方も入居できます。

申込方法●建設課(役場第二庁舎(旧千畑保健センター))にある入居申請書を記入し、必要書類(住民票・所得証明書・納税証明書・保証人を予定している方に関する事項)を添付のうえ、建設課に提出してください。

入居時期●3月下旬

申込期限●3月12日(金)

問い合わせ 建設課 建設管理班 ☎0187(84)4910

大仙美郷クリーンセンターからのお知らせ 「事業系ごみ」の処理場使用料が変わります

ごみの減量を目的として、4月から事業系ごみの処理場使用料が、次のとおり変わります。

事業系ごみ 処理場使用料(消費税込み)●10kgにつき110円 (現行90円)

※10kg未満のごみは、10kgとして計算されます。

※家庭系ごみの使用料は、これまでどおり10kgにつき65円です。

問い合わせ 大仙美郷クリーンセンターごみ処理場 ☎0187(62)1749

軽自動車の登録抹消や名義変更などの手続きをお忘れなく！

軽自動車税は、毎年4月1日現在に原動機付自転車・小型特殊自動車・二輪の軽自動車・四輪の軽自動車・二輪の小型自動車などを所有している方に課税されます。

廃車や譲渡により所有者でなくなった方や、転出された方が登録抹消や名義変更・住所変更などの手続きをしないまま4月1日を経過すると、平成22年度分の軽自動車税が課税されてしまいます。廃車・名義変更・住所変更など所定の手続きがまだ済んでいない方は、3月中に行うようにしてください。

4月2日以降に所有者でなくなった場合は、平成22年度分の税金が全額課税されますのでご注意ください。逆に、4月2日以降に車両を取得した場合には平成22年度分の税金は課税されません。

3月末は大変混雑しますので、早めに手続きされますようご協力をお願いします。

 税務課 課税班
☎0187(84)4902

▼新規登録・登録変更・廃車・転出などの手続きについては、車種によって下記のとおりに分かれていますので、ご注意ください。

車種	手続き先
▶ 軽四輪 ▶ 軽二輪 (125cc超 250cc以下)	●大曲仙北地区自家用自動車協会 大仙市大曲若葉町1番20号 ☎0187(62)2371または ☎0120(2371)39 ●軽自動車検査協会 秋田事務所 秋田市寺内字三千刈463番地3 ☎018(862)3270 ●秋田県軽自動車協会 秋田市寺内字三千刈463番地5 ☎018(896)6811
▶ 小型二輪 (250cc超)	●秋田運輸支局 秋田市泉登木74番地3 ☎050(5540)2012
▶ 原動機付自転車 (125cc以下) ▶ 小型特殊自動車 ▶ ミニカー	●美郷町役場(旧千畑庁舎)税務課 ※六郷出張所(学友館内)・仙南出張所 (美郷町公民館内)では手続きができませんのでご注意ください。

町で不要になった物品を販売します

庁舎再編により、不要になった物品を次のとおり販売します。

展示日 ● 3月11日(木)、12日(金)

両日とも、午前9時～午後5時

販売日 ● 3月18日(木)午前9時～午後4時

会場 ● 旧三和化成工場(本堂城回字若林118-2)

販売方法 ● 競り売り(購入希望価格の一番高かった方に販売します)ほか。

なお、競り落とした物品は、現金引き渡しのため、持ち帰りください。

販売品 ● 机、椅子、テレビ、ビデオデッキ、応接セット、キャビネット、ロッカー、ポット、ストーブ、折りたたみテーブル、ソファ、パイプ椅子ほか多数

 総務課 管財班
☎0187(84)1111

チャイルドシートを購入する方に補助金があります

対象者 ●


町内に住所を有し、6歳未満の乳幼児にチャイルドシートを購入する保護者で、その乳幼児と同居し、同一生計であること。

補助金額 ●

対象乳幼児1人に1台限りとし、購入した金額の1/2(10,000円を限度)とします。

手続方法 ●

チャイルドシートを購入後、チャイルドシート購入費補助金交付申請書に領収書と品質保証書(国土交通大臣認定及び日本工業規格の製品保証書)の写しを添えて、役場住民生活課まで提出してください。(申請書は、住民生活課に備え付けてあります。また、町ホームページからもダウンロードできます。)

 住民生活課 環境安全班
☎0187(84)4903